

# 法務省における児童虐待防止に係る取組について

令和3年8月

令和3年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

## 1 子どもの権利擁護に関する取組

- ・ 民法の懲戒権の在り方に関する検討（親子法制に関する見直し） → 資料 1

## 2 児童虐待の発生予防・早期発見に関する取組

- ・ 人権擁護機関（法務局，地方法務局及び人権擁護委員）における人権啓発活動や「子どもの人権SOSミニレター」等の人権相談対応 → 資料 2
- ・ 少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助 → 資料 3

## 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応に関する取組

- ・ 日本司法支援センター（法テラス）における児童虐待の被害者等に対する法律相談援助 → 資料 4
- ・ 代表者聴取の適切な実施と情報共有の推進（検察・警察・児童相談所の連携強化） → 資料 5
- ・ 少年院等における非行のある子どもへの支援 → 資料 6
- ・ 人権擁護機関における人権侵犯事案の調査救済 → 資料 2
- ・ 児童への身体的虐待により保護観察となった者に対する暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の試行 → 資料 7

## 4 社会的養育の充実・強化

- ・ 特別養子制度の利用促進（民法等の一部を改正する法律） → 資料 8

## 5 関係機関との連携強化

- ・ 「法務省児童虐待防止対策強化プラン」の策定 → 資料 9

# 民法（親子法制）等の改正に関する中間試案の概要（抜粋）

## 諮問の内容

児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい（諮問第108号）。

## 審議の経過

令和元年6月	法務大臣により、法制審議会に諮問
令和元年7月～	民法（親子法制）部会における調査審議開始
令和3年2月	中間試案の取りまとめ
令和3年2月～4月	パブリックコメント
令和3年5月～	本年度中の取りまとめに向けて審議中

## 議論の内容

### 中間試案の懲戒権に関する規定の見直し部分

#### 【現状】

親権者は、監護教育のために必要な範囲内で、子を懲戒することができる（民法第822条）。

⇒ 児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘。



#### 【中間試案】

##### ○ 監護及び教育に関する一般的な規律の見直し

監護及び教育に関する一般的な規律である民法第820条に、「親権を行う者は、監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない」との規律を加える。

##### ○ 懲戒権に関する規定の見直し

甲案：民法第822条を削除する。

乙案：親権者は、監護教育のために必要な指示及び指導をすることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

丙案：親権者は、監護教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。

## 人権相談・調査救済活動

- 全国の法務局・地方法務局において、子どもをめぐる様々な人権問題について、子どもが相談しやすいよう、様々な形で人権相談に応じているほか、人権相談等を通じ、児童虐待を含む人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

### 〔具体的施策の例〕

- ・ 全国の小・中学校の児童・生徒から人権侵害の被害等の相談を受ける「子どもの人権SOSミニレター」
  - ・ 専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル・全国共通）の設置・広報 など
  - ・ インターネット人権相談受付窓口「子どもの人権SOS-eメール」の設置・広報 など
- 〔関係機関との連携〕

- ・ 児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に法務省の人権擁護機関との連携のあり方について記載



※ 就学期前の児童に対する児童虐待等の早期発見・早期対応については、全国の法務局において、様々な形による人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段として活用するとともに、関係行政機関とも密に連携

### 【具体的な対応事例：兄による妹に対する性的虐待事案】

家庭における悩みがある中学生と「子どもの人権SOSミニレター」のやり取りを継続していた人権擁護委員に、心を開いてくれた中学生から、兄からの性的行為を強要されているとのより深刻な相談があった事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局及び人権擁護委員は、直ちに中学校及び児童相談所と対応を協議し、中学生の了承を得て児童相談所が面談を実施し、その結果、中学生は児童相談所に一時保護された。

### 【具体的な対応事例：養父による養女に対する性的暴行事案】

小学校高学年の頃から継続して、養父からの性的暴行を受けており、また、当該行為を撮影した動画を拡散する等の脅迫を受けているとして、高校生から「子どもの人権110番」に相談があった事案である。

高校生は、当初、養父からの報復を恐れて自らの住所等を明らかにすることに慎重であったが、法務局は、高校生と何度もやり取りを重ねて信頼関係を構築し、児童相談所及び警察と連携して対応した結果、高校生は児童相談所に一時保護され、養父は逮捕されるに至った。

## 人権啓発活動

- 「子どもの人権を守るう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等並びに啓発ビデオの貸し出し及び配信等の啓発活動を行っている。特に人権教室は、子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、地域社会に密着したボランティアである人権擁護委員が中心となって実施している啓発活動

### 〔具体的施策の例〕

- ・ 人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 児童虐待、高齢者虐待、DV」の貸出し及び配信
- ・ 児童虐待、高齢者虐待、DVを含む人権侵害をなくすための啓発冊子等の作成及び当該冊子等を活用した人権啓発活動の推進

### 〔人権擁護委員の活動〕

- ・ 幼稚園、小学校、中学校等において、児童・生徒を対象に「人権教室」を実施



(単位:人)

	人権教室参加者数
令和元年度	1,046,791
令和2年度	431,779

地域の非行・犯罪防止のために

## ～法務少年支援センターのいま～

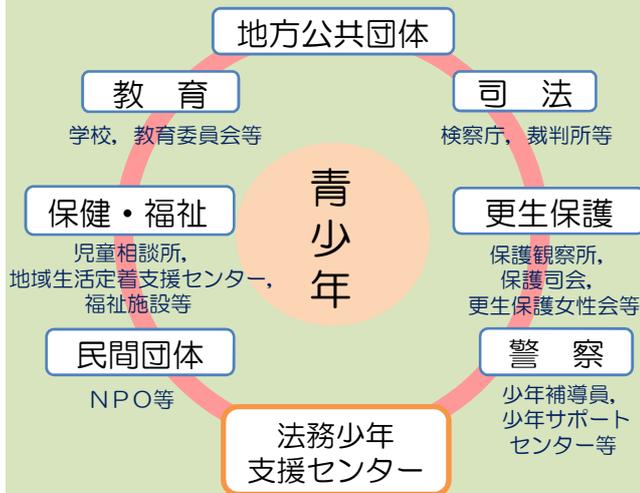


平成27年6月に「少年鑑別所法」が施行され、少年鑑別所は、「法務少年支援センター」の名称で、地域社会における非行・犯罪の防止に向けたさまざまな支援に力を入れています。



## 関係機関とのネットワークを構築しています

効果的な援助のために、必要に応じて関係機関と連携します。



## 法務少年支援センターの特徴

- 各都道府県庁所在地など、全国に52箇所あります。
- 非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係のことなどについて、心理学等を専門にする職員が相談に応じます。
- 年齢に関係なく、どなたからの相談もお受けしています。

## 専門機関として支援の充実を進めています

## カウンセリング・心理相談

「子どものしつけに困っている…」  
「気持ちがいらいらしやすい…」

- 御本人や御家族への継続的なカウンセリングなど、心理的な支援を行っています。

## 発達・性格等の調査

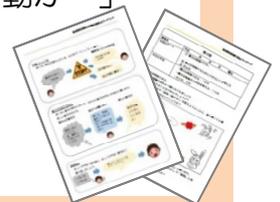
「子どもの発達が気がかり…」  
「自分の性格を知りたい…」

- 相談内容に応じた検査を行います。
- 御本人や関係者に結果を分かりやすく説明し、自己理解を深めるお手伝いをします。

## 問題行動への専門的支援

「生徒の暴力を止めさせたい…」  
「子どもに性的な問題行動が…」

- 「性」や「暴力」の問題行動への支援・指導について専用のワークブックを準備し、御本人と一緒に考えます



## お気軽にご利用ください

全国共通  
相談  
ダイヤル

0570-085-085

お近くのセンターに直接つながります。

## お近くのセンター等の紹介をしています

法務少年支援センター

検索



施設参観の案内など、お近くのセンターの最新の情報が得られます。

メールによる相談受付も行っています（一部施設）。



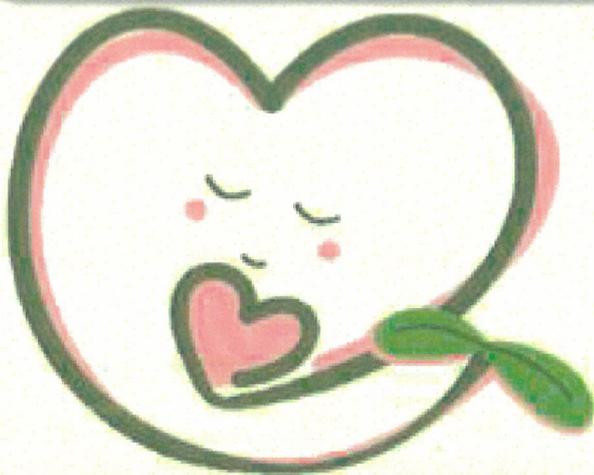
このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域につながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成30年1月24日

**DV等被害者法律相談援助が始まりました。**

DV等被害者法律相談援助は、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする法律相談制度です。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に対し、「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度（ご利用には一定の要件があります。）

### 《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

#### ■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

#### ■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。  
法律相談は、弁護士との面談相談です。

#### ■費用

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

#### 《資産基準》

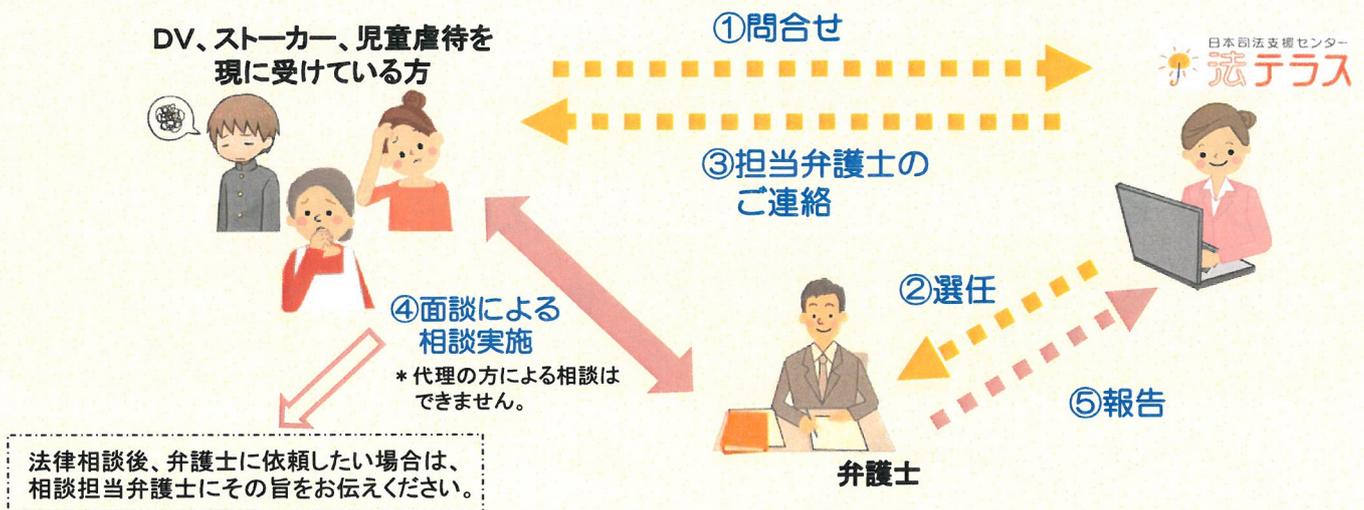
法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

## 《ご利用の流れ》



## 《援助の利用に関するQ&A》

申込みはどうすれば良いですか？

**お近くの法テラスまでお問い合わせください。**  
担当者が被害の状況などをお伺いします。

利用するための条件はありますか？

**DV、ストーカー、児童虐待(※1)を現に受けている方(※2)であれば、資力にかかわらずご利用いただけます(※3)。**

- DV………配偶者や事実上の配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。
- ストーカー……特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返し行うことをいいます。
- 児童虐待……保護者がその監護する児童(18歳未満)に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為を行うことをいいます。

※1 児童虐待防止法の対象が「18歳未満の児童」となっていることから、18歳以上の方には児童虐待に関する法律相談をご利用いただけませんので、ご了承ください。

※2 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる方にも、ご利用いただけます。

※3 これらの被害にあわれている方でも、被害の状況等に応じ、他の制度をご案内する場合があります。

私名義の預貯金がありますが加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。引き出せないお金も「資産」になりますか？

**自由に引き出せない場合には、「資産」に含まれません。**

資産基準の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。

具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい方は、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

代理で相談を受けても良いですか？

**法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要があります(※)。**  
制度利用をご希望の場合には、被害にあわれている方ご本人から法テラスへお問い合わせください。  
※児童虐待の相談も同様です。

相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

**一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度(※)をご利用いただけます。**  
ご利用を希望される場合は、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。  
※DV等被害者法律相談援助とは別の制度です。

# 児童虐待を受けている方のための

## 弁護士による法律相談

お近くの  日本司法支援センター  
**法テラス**  
なくことはないよ  
または、**0570-079714**  
(法テラス犯罪被害者支援ダイヤル)



虐待を受けている子ども(18歳未満)  
からの申込み



弁護士事務所、法テラス事務所のほか、状況によつて、学校や児童相談所等における弁護士の面談による相談

### 支援者(親類、教員、児童相談所職員等)の方へ

児童虐待を受けている可能性があり、法的な支援が必要と思われる児童がいたら、法テラスをご案内ください。

支援者の方も、支障がない限り法律相談に同席いただけます。担当弁護士の判断になりますので、児童との関係や同席の希望等をお伝えください。弁護士による法的アドバイスを、その後の支援にお役立ていただけます。

日本司法支援センター  
 **法テラス**  
<https://www.houterasu.or.jp>



犯罪被害者支援ダイヤル

**0570-079714**

IP電話からは03-6745-5601

平日：午前9時～午後9時  
土曜日：午前9時～午後5時  
(祝日・年末年始を除く)

# 法律相談の内容例



お父さんがお母さんを殴るのを見るのが嫌でたまりません。止めようとする僕も殴られます。

同居を始めたお母さんの恋人に体を触られるので、家に帰りたくありません。お母さんも信じてくれません。



お父さんと2人暮らしですが、お父さんが帰ってきません。



## 法律相談後の弁護士の活動



相談を受けた弁護士は、法的アドバイスを行うとともに、状況に応じ、児童相談所へ通告して子どもの一時保護につなげるなど、子どもの安全を図る活動を行います。

その後、弁護士が子どもの代理人となって、親や関係機関と交渉を行い、子どもが安心して生活できる環境を調整することもあります。

また、親権者変更等の裁判手続が必要な場合には、子どもを代理して、手続の申立てや、裁判手続における活動を行うこともあります。



## 【利用に関するQ & A】

**Q1:** この法律相談は、どのような制度ですか。

⇒A: 児童虐待のほか、DVやストーカーの被害に遭われている方が、資力の有無にかかわらず、被害の防止のために弁護士による法律相談(面談)を受けることができる制度です。電話や来所にて法テラスへお申し込みいただくと、担当の弁護士を選任してお知らせします。法律相談は、日程を調整して、後日面談により行います。

**Q2:** 支援者(親類、教員、児童相談所職員等)が、本人に代わって相談することは可能ですか。

⇒A: 法律相談は、虐待を受けている子ども(18歳未満)本人に受けていただく必要があります。ただし、支援者が同席できる場合があります(表面参照)。また、支援者の方等の第三者から利用方法についてお問い合わせいただくことも可能です。

**Q3:** 法律相談に費用はかかりますか。

⇒A: 子ども本人が自由に使える現金・預貯金の合計額が300万円以下の場合、法律相談料(5000円+消費税)はかかりません(虐待する保護者の管理下にある子ども名義の預貯金等は計算に含みません。)

**Q4:** 相談した弁護士にその後の対応も依頼することになりました。その費用はどうなりますか。

⇒A: 本制度で支援できるのは法律相談のみとなります。その後の様々な手続のために弁護士が子どもの代理人となる場合、弁護士費用等の援助制度として、国費ではありませんが、日本弁護士連合会の基金による「子どもに対する法律援助」(※)をご利用いただける場合があります。詳しくは、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。

※児童虐待等により人権救済を必要としている未成年者(20歳未満)を対象に、虐待の加害者との交渉代理や法的手続の代理等の弁護士費用等を援助する制度であり、日弁連から法テラスに業務を委託されています。

## 平成26年6月 検察・児童相談所間における情報提供と平素からの連携

- 法務省刑事局刑事課長「児童相談所との連携の充実について」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長「児童虐待への対応における検察との連携の推進について」

## 平成27年10月 検察・警察・児童相談所の連携，代表者聴取（協同面接）の実施

- 最高検察庁刑事部長「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」

## 平成30年4月～ 代表者聴取（協同面接）の件数の統一的把握等

- ・三省庁間で統一して把握すべき項目を整理〔連携を実施した件数，連携した機関，聴取を行った機関，被聴取者の年齢・性別，聴取回数，処理結果等〕
- ・基本的に事件処理を行う検察官に情報を集約し，法務省が検察庁から報告を受け，三省庁で共有

## 平成30年7月 代表者聴取（協同面接）実施後の打合せなどにおける情報共有

- 最高検察庁刑事部長・公判部長「警察及び児童相談所との情報共有の強化について」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について」
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」

## 令和元年5月，6月 代表者聴取の状況を録音・録画した記録媒体の提供

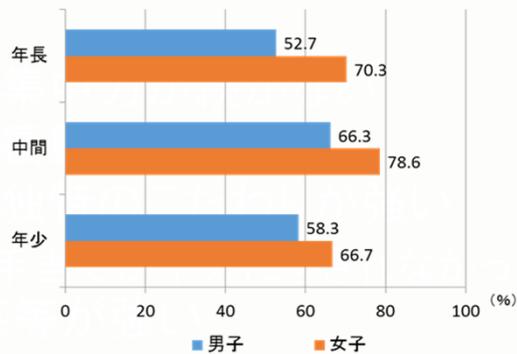
- 最高検察庁刑事部長・公判部長「児童相談所との情報共有について（通知）」
- 警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童相談所との情報共有について（通達）」
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に関する情報共有について」

## 少年院における被虐待状況の把握のための調査について

### 背景

#### 被虐待経験を有する在院者の多さ

被虐待体験を有する在院者の比率



平成27年度に実施した千葉大学羽間京子教授の研究結果による。  
(第3種少年院, 短期課程及び本人・保護者から同意の得られなかった者を除く。2級の段階の者を対象に調査。)

被虐待体験・・・家族からの被虐待体験(身体的虐待, 心理的虐待, ネグレクト, 性的虐待)を有する者のうち, 配偶者による行為など児童虐待に当たらない事例を除き, 最もつらかった被虐待体験の相手方が保護者であるもの

#### 処遇上の課題

- ・感情や衝動の調節が困難
- ・安定した対人関係の構築が困難
- ・物事への対処の仕方が不適切
- ・社会や大人への不自信
- ・自尊感情の低下

適切な帰住先を検討する必要性

### 虐待経験の把握の現状

入院時, 家庭裁判所から引き継がれる社会調査記録, 少年鑑別所から引き継がれる少年簿及び少年院における入院時の調査により把握

職員が生活状況を見ながら本人に確認して把握

在院者本人からの申出により把握

### 対策 ～新たな調査の実施～

#### [案]

原則として, 処遇の段階が2級に達した全在院者に対し, 職員による面接調査を行う(在院者の精神状況を慎重に見極めながら実施の可否を検討)。

調査は, 被虐待経験が本人に及ぼしている影響を把握し, 適切な対応に結び付けることを目的として行う。

#### 調査項目

- ・虐待の相手, 開始時期, 頻度(継続期間), 内容, 最もつらかった虐待
- ・相談先, つらかったときの対応, 支えてくれた人
- ・虐待を受けていたときに欲しかった支援
- ・虐待と非行との関連
- ・現在困っていること
- ・帰住先について不安に思っていること
- ・出院後, つらくなったときに相談できる人

虐待を受けていないと回答した者については, 必要に応じて時間を置いて再度調査を実施する。

調査結果は, 在院中の処遇に活用するとともに, 生活環境の調整に資する資料として, 保護観察所に引き継ぐ。

# 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム

再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

再犯防止のための重点施策の一つとして、**女性特有の問題に着目した指導及び支援**が掲げられる。

平成25年度から、女子を収容する少年院や少年鑑別所を構成庁とする検討会において  
**女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム**の開発等を開始

## 女子少年院在院者の特性

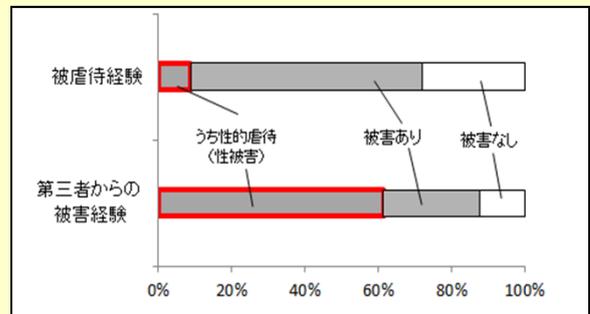
- ・自己表現力が乏しく、適切に問題解決できない
- ・被害体験によるトラウマがあり、自己イメージが悪く内面が不安定

### 【女子少年院新入院者の非行名】

女子	(参考:男子)
<b>覚せい剤取締法違反 (24.7%)</b>	窃盗 (32.8%)
窃盗 (21.6%)	傷害・暴行 (18.7%)
<b>ぐ犯 (16.0%)</b>	道路交通法違反 (8.7%)
傷害・暴行 (12.4%)	詐欺 (8.6%)

平成28年の数値であり、矯正統計年報による。

### 【女子少年院在院者の被害体験】



千葉大学 羽間京子教授らとの共同研究(平成27年度)の一環として実施した、女子在院者57名に対する調査結果である。

## プログラムの概要

**基本プログラム**と**特別プログラム**を女子在院者のニーズに応じて組み合わせて実施

### 基本プログラム(在院者全員に実施)

#### アサーション

自他を尊重する心を育み、より良い人間関係を築くことを目指す。

教材の例

アサーションとは

**「自分の気持ちも相手の気持ちも大切にする」**

というコミュニケーションのスキルです。

今まで、自分の気持ちや思いを伝えるために、一方的に相手をやり込めたり、反対に、自分の気持ちを伝えたいのに相手の気持ちを気にしすぎて、我慢して黙ってしまったことはありませんか？

アサーション・トレーニングでは、相手の気持ちを大切にしながら、自分の気持ちを伝える方法を学びます。

#### マインドフルネス

呼吸の観察等を通じて、衝動性の低減、自己統制力の向上等を目指す。

教材の例



取組の様子

### 特別プログラム(個々の問題性にに応じて実施)

自傷

摂食障害

性問題行動

特に自己を害する程度の深刻な問題行動について、改善を目指す。

# 暴力防止プログラム (児童虐待防止版)

資料7

## 暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とこととされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を測るため、一定期間、試行的に実施するものである。

### 特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
- ② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながるやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。
- 暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながる生活態度を習得させる。
- 対処方法として、子供に対して本当に思ったことへの気付きや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

## 受講対象者

-730-

## ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
1	暴力をふるうということ 事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
2	子供の気持ち・暴力につながるりやすい考え方 子供の気持ちを考え、暴力につながるりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
3	危険信号と対処 暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
4	暴力をふるわないための取組 気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
5	二度と暴力をふるわないために 対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。

## 検討の経過

H30. 6	法務大臣から法制審議会へ諮問	H31. 2.14	要綱の取りまとめ・答申
H30. 6～	法制審部会での調査審議開始	H31. 3.15	閣議決定・国会提出
H31. 1.29	要綱案の取りまとめ	R 1. 6. 7	改正法成立（R 2. 4. 1施行）

## 改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省検討会が全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件（H26～H27）（うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件）

## 見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

## 第1 養子候補者の上限年齢の引上げ(民法の改正)

## 1. 改正前

## 養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

現行制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限り導入。

## 【児童福祉の現場等からの指摘】

年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

## 2. 改正後

## 養子候補者の上限年齢の引上げ等

## (1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育  
②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず } 15歳以上でも可。

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

## (2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

## (3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。

(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

# 第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し (家事事件手続法及び児童福祉法の改正)

## 1. 改正前

### 養親候補者の申立てによる1個の手続

養親候補者  
申立て

特別養子縁組の成立の審判手続

特別養子  
縁組成立  
の審判

(審理対象)

- ・ 実親による養育が著しく困難又は不相当であること等
- ・ 実親の同意(審判確定まで撤回可能)の有無等
- ・ 養親子のマッチング  
※ 6か月以上の試験養育

- ・ 養親の養育能力
- ・ 養親と養子の相性

- ・ 実親の養育能力  
(経済事情や若年等)
- ・ 虐待の有無

### 【児童福祉の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま、試験養育をしなければならない。
- ② 実親による同意の撤回に対する不安を抱きながら試験養育をしなければならない。
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況等を主張・立証しなければならない。

## 2. 改正後

### 二段階手続の導入

#### (1) 二段階手続の導入(新家事事務手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

- (ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)
- (イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

#### (2) 同意の撤回制限(新家事事務手続法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

#### (3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or  
養親候補者  
申立て

第1段階の手続

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

特別養子  
適格の確認  
の審判

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親候補者  
申立て

第2段階の手続

(審理対象)

- ・ 養親子のマッチング

特別養子  
縁組成立  
の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

※ 6か月以上の試験養育 ○○○

試験養育がうまくいかない場合には却下

## 第3 施行期日

令和2年4月1日施行

-732-

児童虐待事案が増加していく中、児童虐待の発生予防、早期発見、事案発生後の児童や親等への対応など様々な局面において、児童相談所等とより一層緊密に連携していくため、法務省の有する資源・ノウハウを提示し、求めに応じてシームレスに提供していく

## 1 児童虐待担当窓口の設置

児童相談所等が円滑に法務省関係機関に相談できるよう、各地の法務省関係機関に児童虐待担当窓口（担当者）を置く

※窓口の設置は、法務局・地方法務局、地方検察庁、法務少年支援センター（少年鑑別所）、保護観察所のほか、法テラスにも依頼

## 2 資源・ノウハウの提示

各地の法務省関係機関は、児童相談所等と連携した児童虐待防止対策を促進する観点から、それぞれが提供し得る資源・ノウハウを充実させ、児童相談所等に提示する（実施可能なものから順次実施）

（提示する資源・ノウハウ）

- 法務少年支援センター：リスクアセスメントのために必要な協力（心理テスト等）、親に対する心理教育プログラム、児童への心理的支援
- 法務局・地方法務局：人権教室・人権相談の実施等を通じ、被害児童への継続的な支援等に必要な協力を行う
- 法テラス：被害児童やDV等の被害を受けている親等に対し、法律相談援助等の法的サービスを提供
- 検察庁：刑事手続進行中の事案で、親への継続的な指導等に他の法務省関係機関による協力が可能な場合に、児童相談所等との調整を行う
- 保護観察所、法務局・地方法務局：地域における見守りや支援が必要な場合に、BBS会や人権擁護委員に協力を求める

## 3 資源・ノウハウの提供

各地の法務省関係機関は、児童相談所等の求めに応じ、充実させた資源・ノウハウを提供する

- 児童相談所等のニーズを十分に把握し、協力依頼があった場合に、各地の実情を踏まえつつ、資源・ノウハウの提供を行う
- 人材育成等の観点から協力を求められた場合には、講師派遣その他の方法により、法務省関係機関が有する知見等を提供する

## 4 法務省関係機関における連携

各地の法務省関係機関は、互いに連携し、他の法務省関係機関が有する資源・ノウハウを活用することが有効と考えられる場合には、当該法務省関係機関に取り次ぐなど、児童相談所等との間で必要な調整を行う

## 5 連絡協議会の設置

政策立案総括審議官の下に連絡協議会を設け、有効な施策及び効果的な連携の在り方について不断の検討を行う